



ホッとニュース



今年も早いものでもう半分過ぎました。皆さんいかがお過ごしですか？
今月号も先月号に続き制度のことをランキング形式でご紹介させていただきます♪

身体障害者手帳などを利用して受けている制度TOP10

1位・・・自立支援医療

2位・・・JR・飛行機など旅費の割引

3位・・・バス・地下鉄などの福祉乗車券

4位・・・映画の割引

5位・・・携帯電話の割引

6位・・・公共施設利用の割引

7位・・・税金の障害者控除

8位・・・自治体の医療費助成

9位・・・タクシー券

10位・・・高速道路の割引

プチ情報

障害者手帳を利用して受けるサービスについては、等級や自治体によって割引率は変わりますので、詳しくは自治体窓口やホームページ等でご確認ください



出典・・・FuturesJapan(2018) 第2回HIV陽性者のためのウェブ調査

ソーシャルワーカーへの質問コーナー

○旅費の割引編

障害者手帳

Q, サービスを受ける際は手帳の提示は必要か？

A, 必要な会社が多いです。

支払いをする際に手帳の提示で割引の処理を行う会社が多いのが現状。ですが、2020年の東京五輪・パラリンピックに向けて、国土交通省は割引手続きの簡素化を全国の交通会社に求めています。ちなみに西鉄はバスも電車も障害者用nimoca(他社エリアでは使用不可)を持っていれば乗り降りごとの提示は不要です。運転手より提示を求められることがあるため、手帳を所持しておくといよいでしょう。

※各会社によって割引率や利用方法は異なります。
詳しくはそれぞれの会社・区役所へお問い合わせください。

4位以降については、次号以降に最新情報を載せていきますのでお楽しみに！

○身体障害者手帳編

Q.紛失した場合どうしたらいいの？

A.再発行の手続きが必要です。

役所福祉課で再発行申請を行ってください。必要書類は市町村で異なりますので、詳細は役所へご確認ください。

Q.写真が古くなった！変えたい！

A.変えることはできます！

変更したい写真を役所へもっていき、申請をする事で変更可能です。
※本人確認が難しくなった場合のみ

Q.いつも携帯してないといけないの？

A.障害者福祉サービスを利用際に提示する必要があります。

しかし、サービスを利用しない場合など、常時携帯しなくても問題ありません。紛失しないように大事に管理してください。

7月1日は九州医療センター開院記念日です

今年の7月1日で九州医療センターは開院25周年です。
1985年に国立福岡中央病院と国立久留米病院の統合方針が示され、
1994年に開院されました。基本理念として「病む人に寄り添い、安全かつ最適な医療を提供します。」を掲げています。当センターでもこの理念の基、診療にあたっていきますのでよろしくお願いいたします

自立支援医療の更新手続きはお済みですか？

6月30日で自立支援医療の有効期限が切れている方はいらっしゃいませんか？
手続きができていない方は早急にお住いの市役所へ連絡し、手続きをして下さい。受診時の費用が高額になる場合があります。手続き方法がわからない方は区役所福祉課または、ソーシャルワーカーへお尋ねください。

編集後記(MSW首藤・大里)

編集者自身このような形の広報誌を作成することが初めてであり、フォーマットが毎回変わるかもしれません。患者さんに良い情報が届けられるよう精いっぱい頑張りますのでよろしくお願いいたします。MSW大里